



# 教育支援センターだより

2月号 令和5年度 第11号  
令和6年 2月19日発行(通算167号)

花かおり  
緑あふれ  
人輝くまち  
このす



- 教育相談事業
- 適応指導教室事業
- 特別支援教育事業
- 研修事業
- 家庭地域連携事業

## 鴻巣市立教育支援センター

〒365-0004 鴻巣市関新田1281番地1  
TEL 048-569-3181  
FAX 048-569-1773



### 今、三者連携を考える

教育指導員 岡田 英行

元日に発生した能登半島地震は、甚大な被害をもたらしました。突然の不幸に見舞われた方々の思いは、想像を絶するものがあります。きっと、恐怖と不安の中で心の支えになったのは、危険を顧みず救援・復旧作業に携わる人たちの姿だったに違いありません。消防・警察・自衛隊等はそれぞれの得意分野を生かし、ボランティアは同じ生活者としての目線に立ち、精力的に活動する様子が報道されています。また、政府の支援策が次々に打ち出される中、他県自治体の協力も相次ぎ、鴻巣市からも職員が派遣されています。日を追うごとに連携の輪が国内外に広がり、結集した力は復興に向けた希望となっています。

いったん事があると改めて連携の大切さを感じるのですが、日常においても当事者間の意図的あるいは無意識の連携が調和を生み、功を奏する例は少なくありません。子どもたちの教育も、その一つです。かつては、「子どもは学校で学び、家庭でしつけられ、地域で育つ」と言われていました。学校・家庭・地域の三者連携と呼ばれ、互いに協働・補完しながら各々の機能を発揮することで、真ん中にいる子どもの教育が成り立っていました。大まかに言えば、学校は授業を中心に知識・技能を教え、家庭は温かいつながりの中で自立性を育み、地域は時に手厳しい叱咤激励も加えながら世の中のルールを身に付けさせるという役割分担です。ところが、現代は社会の複雑化とライフスタイルの多様化が進み、保護者や近隣の大人が子どもと接する時間の減少、住民同士の結び付きの希薄化が問題となっています。家庭・地域の教育力低下が指摘され、これまで同様の連携が難しい状況です。

そこで、三者連携の再構築が繰り返し叫ばれてきました。しかし、時代を逆戻りすることはできませんし、牧歌的な教育風景を懐かしむ程度の連携では何も変わりません。世の中が大きく変化する中で三者連携の全体図を描くのは難しいことですが、学校勤務から離れ多少は地域の仕事に関わるようになった身として、ささやかな私見を3点述べさせていただきます。

#### ①三者の各教育機能は、基本的には代行できません

学校・家庭・地域の教育機能は、元来それぞれ独自かつ固有のものであり、相互に尊重されるべきです。連携に隙間ができたからといって、他の者が元どおりに埋めることはできません。例えば、学校で10歳の節目を祝う「1/2成人式」を行う場合がありますが、家族との思い出に浸らせようとするあまり、安易に写真やエピソードを人前にさらすのは個別の家庭事情に踏み込み過ぎるという批判があります。学校は家庭の子育てを肩代わりできず、行事として祝う際には一層多様化する家庭環境や親子関係への最大限の配慮が必要です。

#### ②連携は、WIN-WINのパートナーとならないと長続きしません

学校は、社会の進展とともに多くの課題を累積的に抱えています。その対応策として、またここに働き方改革の視点も加わり、学校は外部とのつながりを模索してきました。平成初期には地域社会との信頼関係を深める「開かれた学校」が提起され、平成後期には専門家・関係機関・地域と連携した「チーム学校」が推奨されました。そして、現行学習指導要領は、社会と目標を共有し、明確な資質・能力獲得のために協働する「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。一方、家庭・地域も防災・防犯・環境衛生・伝統行事の存続等、直面する課題が山積し、連携すべき対象は学校だけではありません。お互いに多忙な中で子どもの教育を接点として連携する際、「まず学校ありき」では持続可能は望めません。連携以前に、相互の事情を十分に理解し、その上でどうしても協働せざるをえない必然性がなければなりません。

#### ③行政や社会教育の専門性が、三者連携を支えます

将来、子どもたちが生き抜いていく社会は流動的で、一人一人の行く末を誰も確定的に見通すことはできません。そんな中、「子どもの教育の第一義的責任は保護者にあり、国と地方公共団体には家庭教育を支援する責務がある」旨が教育基本法に明記され、家庭の教育力重視と子育てへの行政の積極的関与が規定されました。このことから、家庭の教育力を十分に発揮するための前提として、家庭生活自体の安定が一層図られなければなりません。必要なのは、各家庭を経済・福祉・医療の面から支え、育児や家族間の問題を相談できる場を充実させることで、そのためには地域コミュニティーの共助の温もりに、行政担当部局による公助の専門性がオーバーラップして連動する重層的支援が望まれます。また、行政機関の専門性は、子どもたちの教育についても期待大です。多様な人との交流、自然・文化との出会いは子どもの成長に不可欠ですが、学校も家庭も普段体験できる対象や機会には限りがあります。その点、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設は、様々な体験活動のノウハウの宝庫です。地域の教育力として活用しない手はありません。

### 子どもの居場所づくり



家でも学校でもなく、子どもが安心して過ごせる場所を地域の中につくろうという動きが全国規模で広がっています。個人・団体・NPO法人が主体となって子ども食堂、学習支援教室、プレーパーク等を運営しており、新たな形の地域の教育力として注目されています。

埼玉県では、活動を支援する基盤となる「こども応援ネットワーク埼玉」が官民連携で立ち上げられ、628か所の子どもの居場所が開設されています(令和5年3月末現在)。なお、ここには鴻巣市からも6団体が参加しています。

### 1月の相談状況 300件

相談内訳	R6. 1月	R5. 12月
相談員等の学校等への訪問	122	141
相談者来所	92	89
電話	86	80

#### 主な相談者別内訳

小学生保護者	70	53
小・中教職員	51	66
未就学児	49	57
小学生	39	37

#### 主な相談内容

不登校	95	82
性格・行動	61	99
特別支援	51	48
就学	41	36
5歳児健診	33	16

### 2・3月の行事予定

月	日	曜	行事
2	6	火	県立特支高等部入学選考
	13	火	特別支援教育冬季研修会 15:00
	16	金	就学支援委員会 15:00
	20	火	ふるさと館防災訓練
	21・22	水木	県公立高校入学者選抜
3	22	木	まなびの教室 14:00
	29	木	教育相談担当者及びさわやか相談員等連絡会議
	6	水	Let's教室 卒業を祝う会
	12	火	ウイング・ステップ担当者研修会 15:00
3	14	木	まなびの教室 14:00
	18	月	Let's教室 3学期終業式・保護者会

※予定は、都合により変更になる場合があります。



#### 特別支援教育 冬季研修会 2/13(火)

【演題】「困りを感じている児童生徒への支援について」  
【講師】公益社団法人 発達協会  
小倉 尚子 療育部部長

### シリーズ

## 0歳～15歳までの一貫した教育の推進 学校・家庭・地域の連携

見学や職場体験を受け入れていただく他、授業のゲストティーチャー・部活動の外部指導者・学生ボランティアによる協力等、学校は家庭・地域から様々な支援をいただいています。一方学校は、地域行事への参加や施設・設備の貸し出し等により地域社会との関わりを深めています。様々な協力関係の中から、以下、学校・家庭・地域が行政を含めて組織的に連携している主な活動を紹介します。中には、相互に協力し合っている活動もあります。

#### ●PTA

子どもの健やかな成長を図ることを目的とした、保護者と教職員による社会教育関係団体です。家庭・地域・学校を結ぶ役割も期待され、子どもに関する学習の場ともなっています。学校ごとに組織された各単位PTAの連携を図るため、鴻巣市PTA連合会も組織されています。なお、PTAは母親の参加に片寄りがちなため、父親を主体とした「おやじの会」「父親クラブ」等の団体が別に組織される場合もあります。【教育部生涯学習課】

#### ●スクールガード・リーダー(地域学校安全指導員)

学校と連携して子どもを不審者から守り、安全に学習できる環境を整えることを目的としています。登下校指導の他、通学路安全パトロールや防犯教室等の補助をする場合もあります。【教育部学校支援課】

#### ●学校応援団

学校の活性化と家庭・地域の教育力向上を目的とし、学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、保護者や地域住民がボランティアとして協力・支援を行う活動組織です。【教育部学校支援課】

#### ●学校評議員

学校が保護者・地域住民の意向を把握しながらその協力を得るとともに、説明責任を果たすことで信頼に応え、より一層地域に開かれた学校づくりを推進できるよう、市教育委員会が学校ごとに評議員を委嘱しています。評議員は、校長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べることができます。【教育部学務課】

#### ●コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

委員は市教育委員会が任命し、対象学校・保護者・地域が一体となって学校運営の改善や必要な支援について協議します。校長は、経営計画、予算の編成・執行、施設設備の整備等に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認の下に学校運営を行います。現在、市内12の小中学校に協議会が置かれています。【教育部学務課】

#### ●放課後子ども教室

放課後に子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所として、地域の方々と一緒に学び・交流・体験活動を行います。市内17小学校に開設され、週1～2回開室します。共働き家庭等、日中に保護者が不在となる小学校児童を対象とした「放課後児童クラブ」に通う子どもたちも参加できます。【こども未来部こども応援課】

※【 】は、市の担当課

